

舒明天皇押坂内陵の墳丘遺構

笠野毅

一 押坂内陵の概況

舒明天皇の押坂内陵については、陵墓調査室において昭和三十五年以來数回にわたって調査を行い、見るべき成果が得られたので、以下若干の考察をまじえてまとめてみることとした。

当陵は、奈良県桜井市（旧磯城郡城島村）大字忍坂字段ノ塚五五六番地に所在する。御母糠手姫（田村）皇女の押坂墓と墳塋を一つにする合

葬陵である。北方の外鍊山から南に向つて派出する一支丘の背稜上に位置し、東西両側にも同様の支丘が延びていて、周辺地を含めた自然地形を利用して築造されている。後背部すなわち北で支丘を切断し、その末端の斜面地に上円部と下方部とを切土と盛土によって築く。墳丘の両側にある谷とその外にある丘陵を、奈良市の黄金塚陵墓参考地や明日香村の欽明天皇陵陪冢金塚ほどではないが、同様に整形されているようである。

二 調査の経過

昭和三十四・三十六年に、天武持統両天皇合葬陵では、墳丘遺構の保存保護対策をたてるため調査が行われ、平面八角形、四段分の段築、石

貼りの墳丘であることが判明した。その際に当陵も同じ八角形・石貼りの墳丘ではないかと注意にのぼった。昭和三十五年八月、上円部裾廻りで一九・七メートル離れて二箇の隅角石が確認された。その石は、第3図のAとjとで、ともに頂点の内角が一三五度であったから、上円部は、相対する一角を主軸上におく平面八角形で、一边一九・七メートルと考えられた。また隅角石の法量、二つの隅角石の間の一部に甄状の板石が積み重ねられた状態も確認された。

奈良県明日香村の中尾山古墳が八角墳であることが確認されたのを機に、昭和五十年六月、末永雅雄書陵部委員（当時）に、当陵・天智天皇陵・天武持統両天皇合葬陵の墳丘を表面観察によつて調査して頂いた。

その結果、昭和三十五年の上円部裾の平面形・石積みの所見に加え、段築の状況、板石の散布状況・材質・形状など新しい知見が得られ、下方部も含めた陵形の全体像もより明確に推定され、同時に残された問題点も示されて当調査室による墳丘調査の必要性も説かれた。

同年、秋山日出雄氏が、令制三〇歩の方格分区にもとづく整然とした企画によつて築造されたと指摘された。昭和五十二年には、白石太一郎氏によつて上円部の復原案が示され、八角墳の歴史的な意義が説かれた。

陵墓調査室では、平成四年三月二十五日～三十日、懸案であった当陵の墳丘外形調査を行つた。その結果、上円部南半の裾で、隅角部四箇所（第3図A・B・C・D）を検出し、平面形が從来考えられていたような

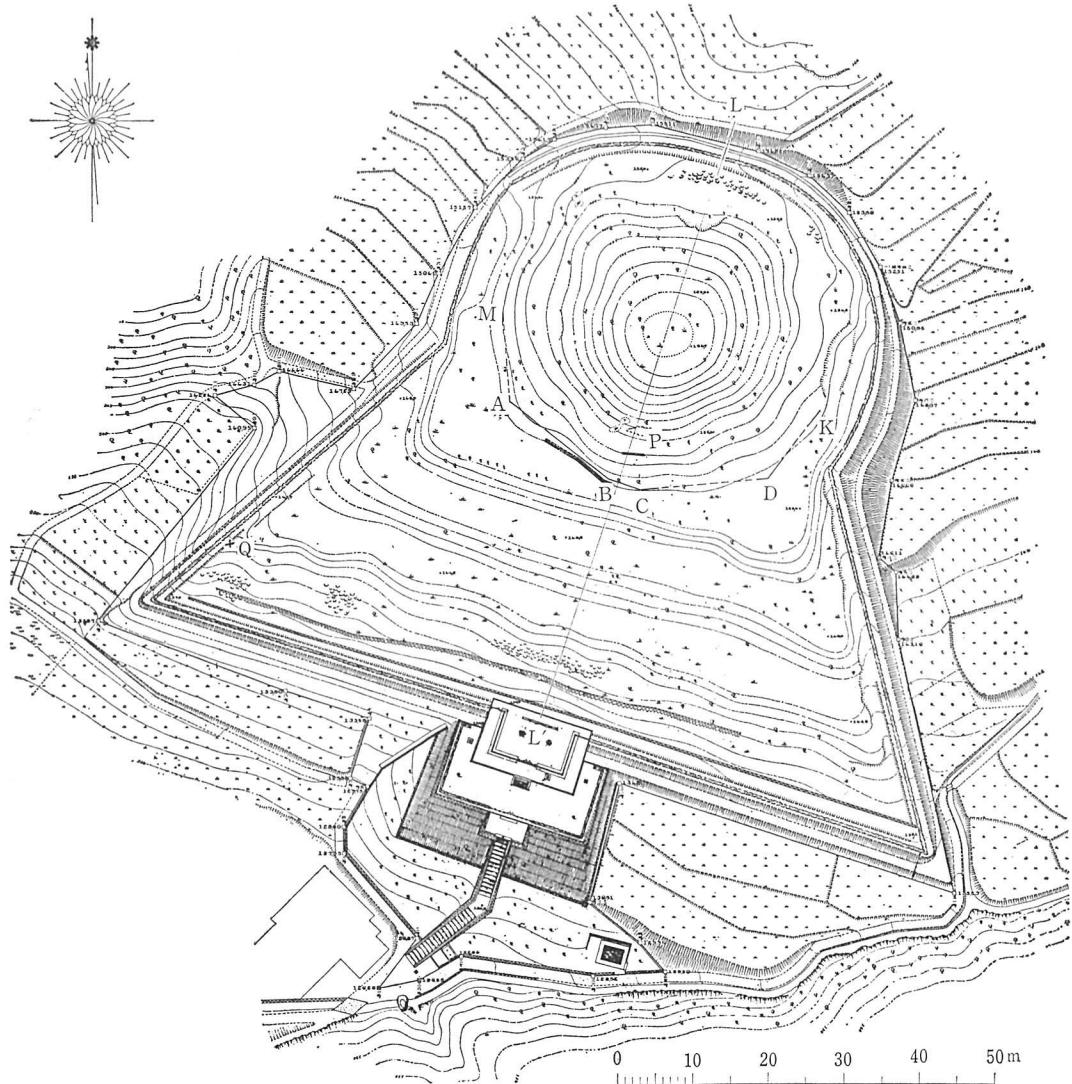
単純な八角形でないこと、同下段が地覆石の上に四枚前後の板石を平積みにして護石とし、斜面を板石の段積みで葺いて封土全面を板石で覆う構造であること、下方部においては、中段・上段の両斜面が大きな石を貼つて形成されていることなどが判明した。

一年おいた平成六年一日十七日～二十一日、上円部の変形八角形の確認とその辺長を求める調査を行つた。第3図A・Dの各隅角から内角一三五度、辺長を辺AB・CDと同様の一六・五メートル、あるいは辺ABとCDの交点をZとした場合の辺AZ・ZDの一九・三～一九・八メートルと仮定して、現地にX・x、E・eを仮に求めた。しかし、これら四地点はいずれも周辺地やA～Dの各地点のレベルより低く、しかも一帯のボーリングステッキによる探査（以下「試錐」という）によつても石積みらしい感触は全く得られなかつた。そこで改めてAX・DEの線上を中心いて護石の遺存の北限を探つた結果、M・K両地点において護石と地覆石を検出し、その北は遺構が破壊されていることが確認された。また先年確認ずみの上円部下段N地点の石積みを一メートル幅で実測し、また墳丘縦断図をも作成し、併行して試錐を行つて貼石、石室の天井石等の所見をも記載した。

三 下方部

当陵が非常に明瞭な段築からなっていることは、現地に臨むまでもなく、陵墓地形図によつても、また古くから字を「段（壇）ノ塚」あるいは「段々（壇々）塚」と称することからもうかがうことができる。概観したところ、上円部一段・下方部三段からなるよう見えるが、細かくみると、検討をする問題がある。

段築については、研究史上も種々見解が分かれ、『享保山陵志』（帝国図書館本）には「山一段ニ而、中段之所、先年竹垣被仰付候」とみえる。この段築の数は、誰の目にも明らかな当陵全体の段築の数より少なく、上円部と下方部とに大別して二段といったのか、立入りを禁止する垣を繞らす場所を書上げるこの文書の性格からみて、上円部のことのみをいったものかも知れない。そうとすれば、垣を設けた中段とは上円部中腹を繞ぐテラスと思われる緩



第1図 押坂内陵 (1/1,000)

斜面のことで、かつて人びとが出入りしたという石室の入口を垣で囲い込むこととなる。蒲生秀実『山陵志』には、「壇三成」とあって、これも理解しにくいが、次の谷森善臣の説をみると、下方部のみをいうのであろうか。谷森『蘭笠のしづく』は、「方に三壇に作れる上に、御在所を円く築」とあって、ここではじめて陵形が上円下方で、その下方部が三段であるとの認識が示された。ただし、上円部の段築には言及していない。また谷森の『文久山陵図考証』(『山陵考』とも)大和之部・下には「下壇方に、上壇円く築きたる御陵なり」とあって、文久の修陵が元禄以来の上円部のみを畠込む修陵を一大転換して、上円下方の認識のもとに、下方部をも取込むこととなつたのである。

上野竹次郎『山陵』は「上円下方墳ニシテ、下方三壇、上円一壇ヨリ成ル」と、上円部の段築にはじめて触れている。

上円部が八角形であるとの認識については既述したところであるが、天武持統合葬陵や中尾山古墳等の八角墳は、下方部がなく、八角形そのものに意味があるとして、当陵や天智天皇陵の下方部は墳塁の一部ではなく、平面八角形の墳塁を載せる基壇と解釈がある(白石太一郎「畿内における古墳の終末」国立歴史民俗博物館研究報告第一集、昭和五十二年)。

さて、下方部は、少なくとも三段あることは疑いのないところであるが、これより下にもう一段あるかどうか問題が残るように思われ、また普通三段とされる場合の一番下の下段がそのまゝ一段としてよいかとい

つた問題もあるようと思われる。以下、通常三段とされる見解に従つて、上から上段・中段・下段として記述する。

下方部の三段は、当陵が斜面地に築かれた関係で、四方全てを備えた方形ではない。すなわち、各段とも北辺はなく、東西両辺は陵域外周の地形が北に行くに従つて高くなるところから、途中で解消してしまうのである(秋山日出雄「日本古代の道路と一步の制」檍原考古学研究所論集、昭和五十年)。この点は、天智天皇陵の下方部一段が、まがりなりにも四辺がそろつているのと対照的で、それはもっぱら兩陵の墳塁が占地する傾斜面の斜度の違いが大きく作用していることは疑いない。天智天皇陵の下方部外周の斜度が五・七度なのに対しても、当陵の場合五・三五度で、急な傾斜を示す。

(2) 下方部下段下半部

当陵の下段の南斜面は、中腹部に緩斜面が東西に走り、傾斜を異にする上半部と下半部から成つてゐる。中腹部の緩斜面は、特に中央部の拝所裏手で顯著で、上下に二分されることが明瞭である。

下段南斜面の下半部には、広い範囲にわたつて貼石が帶状に露出している。この貼石は、どの山陵図にもほとんど例外なく当陵の山裾を示すものとして描かれた石積み様のものに相当し、明治九年の写真にも木柵越しに認められ、陵墓地形図(第1図、以下「地形図」という)にも記載されている。実際は地形図上の貼石東端からさらに一八メートル程東、見かけ上の東隅角部近くまでのびており、西端の隅角近くから延長

約九〇メートルにわたって、その幅（正確にいえば斜距離）約一・二メートルの帶状に認められる。その傾斜は、水平面に対して約四〇度を測る。露出した帶状の貼石は、西が低く、東に行くにつれて少しづゝ上っていく。

貼石の石材は、観た限り全て花崗岩の比較的に大型の山石である。大は径一・五×一・三メートル、小は〇・二×〇・一メートルほどで、大部分は径〇・五メートル以上の不整形の大石である。古墳の通常の葺石に比べると大き目の石が多い。特に加工した痕跡や割れた鋭い稜角をもつ石は認められず、どれも自然石のようである。しかし河原石とは異なつて面と稜角とをはっきり残しており、いわゆる山石の類に入る。小さな凹凸はあるものの、比較的平らな面を表面にし、大小の石材を巧みに組み合わせて相互の間隙を少なくし、斜面を覆う。

帶状に露出している貼石よりも北側の部分で試錐を行ったところ、ほとんど例外なく大きな石が遺存することが確認された。したがって下段南斜面の露出した貼石の北側では、上半部・下半部の区別なく、ほぼ全面にわたって貼石の存在が推測されるのである。ただし、緩斜面には上からの崩落石が堆積して試錐に係つたとも考えられ、本来貼石があつたか留保しておく必要がある。また露出している貼石の南側では、余り試錐を行つていながら、拝所の奥の部分をはじめ数箇所では、貼石は全く認められず、土坡となつてゐる。

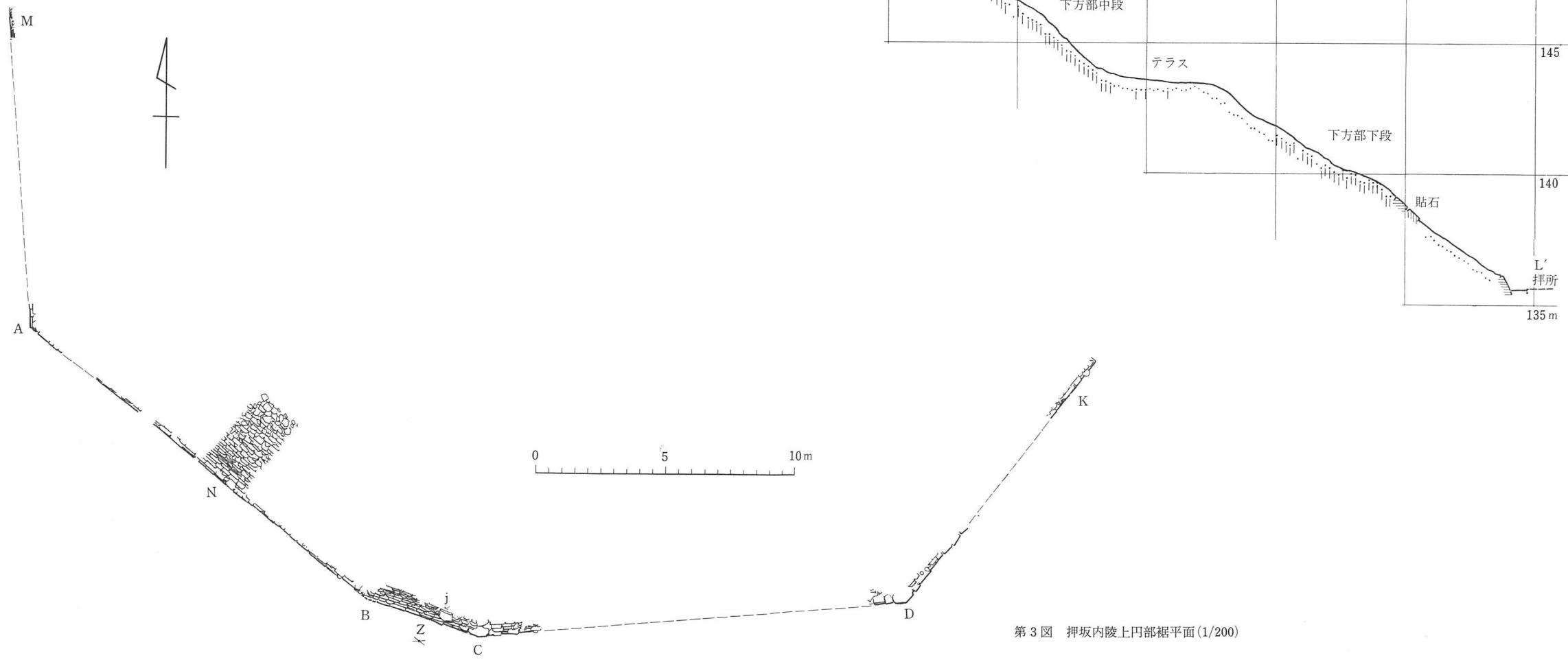
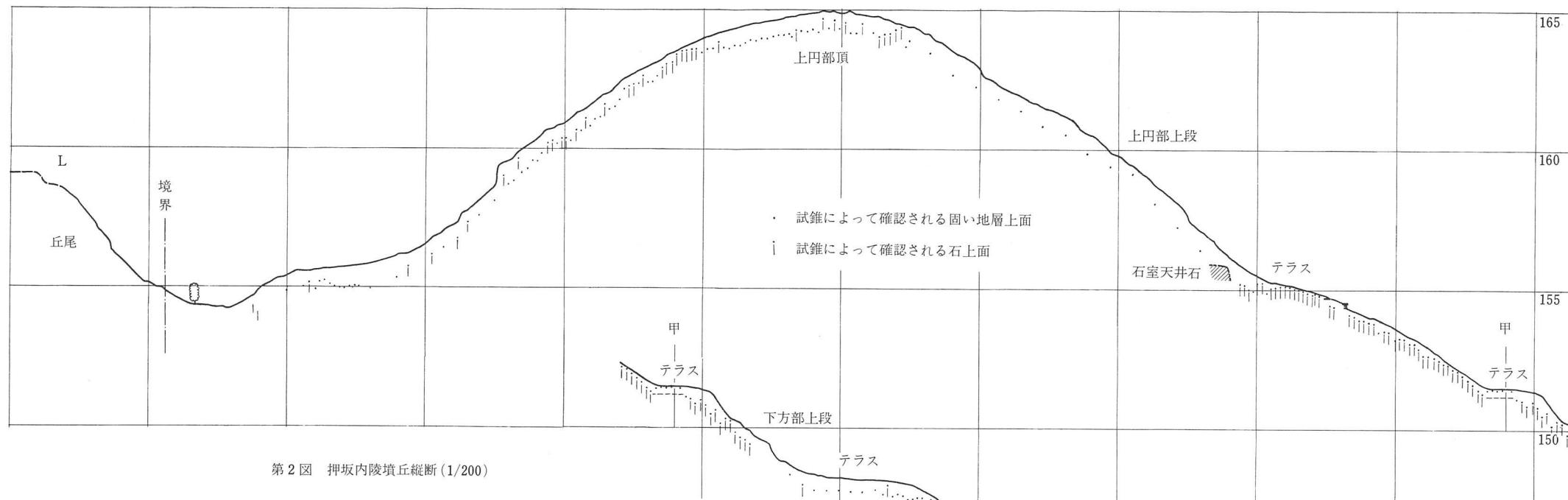
この下段南斜面の貼石については、あるいは文久度の修陵時に施工さ

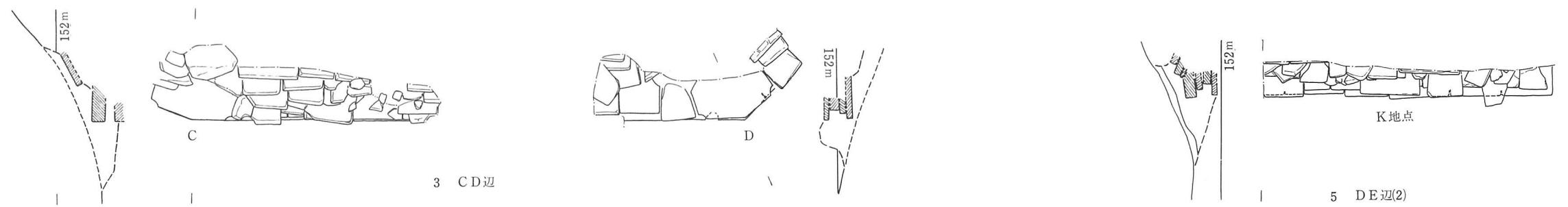
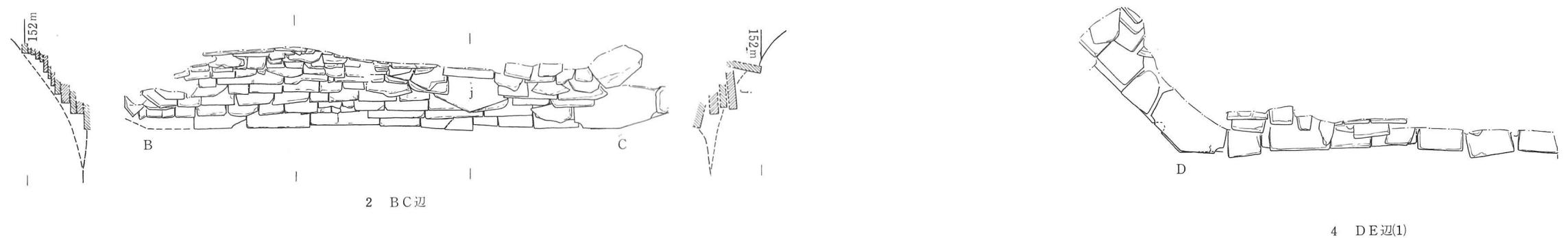
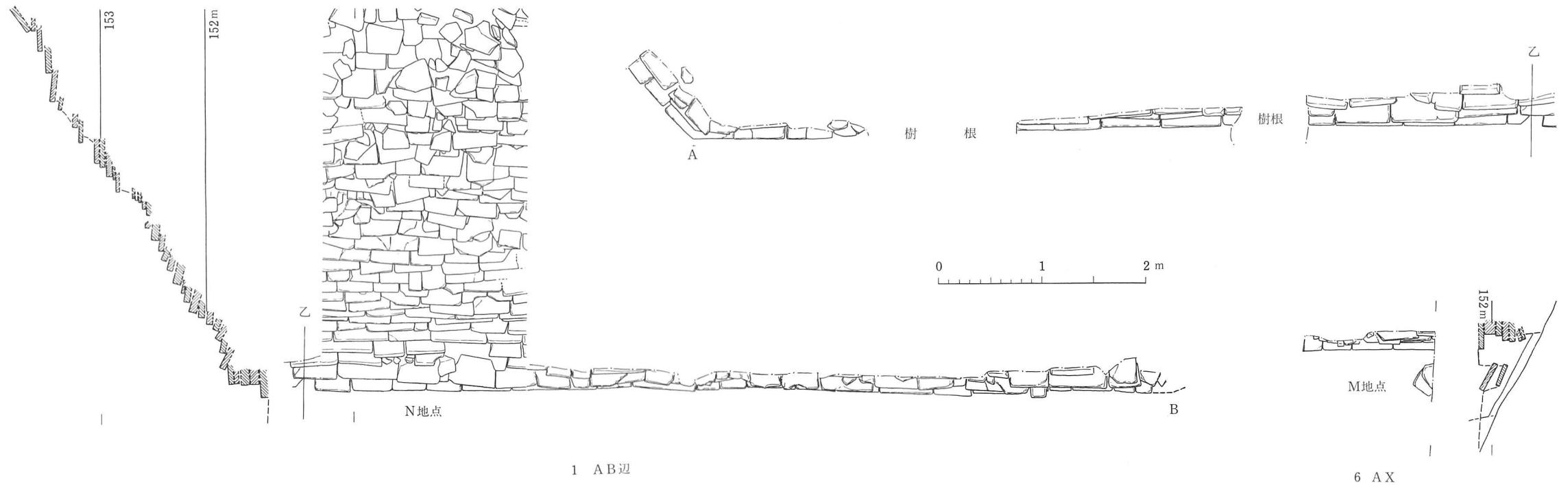
れたものではないかという疑問が呈されるかもしれない。なぜならば、文久度の修陵図のうち、竣工後の状況を描いた成功図には、下段南斜面の西端から東端まで貼石が鮮やかに描かれているのに對して、施工前の様子を描いた荒蕪図にはそれが全く見えない。しかも、その直前にあたる安政度の修陵図にも、上円部裾と下方部上段の石積みまたは石貼りは描かれているのに對して、下段の貼石はどこにも表現されていないからである。しかし、文化度以前の山陵図には、下方部下段裾に、石積みまたは石貼りと思われる表現があつて、先の疑問は氷解する。さらに、後述するように、下方部南斜面の貼石は、單に下段だけではなく、中段・上段にも存在するもので、これらは本来同時に施工されたものと考えられ、下段のみをとりだして文久度の修陵の所産とするわけにはいかないのである。

下段下半部に対応する東西両側面の斜面を試錐したが、深度五〇~六〇センチでは石に当たることはなかつた。

以上の諸点から考えて、下段下半部は、当陵築造当初から用意されたものであるが、後述する下段上半部・中段・上段の段築とは性格を異にし、それらが企画通りに築造されるように、あるいは築造後もそれらが当初の形を維持できるように、下方部の斜面を整形した施設と考えられる。したがつて、さらに下方の不自然な斜面も同様に考えるべきもののようにである。

(三) 下方部下段上半部





第4図 押坂内陵上円部裾石積平面および断面(1/50)

下段上半部は、先述のとおり、下半部とは緩傾斜面を狭んで別区画のようにも見え、その一方で試錐によつて地中のいたる所に大きな石の存在が確認される。

地形図にも示されるように、上半部は、下半部に較べて等高線が立て込み、中段・上段と近似した傾斜を示している。したがつて、上半部が本来の下方部下段であつて、先に下段下半部としたのは、帶状の貼石も含めて下方部を築くための基壇の一部ではないかと考えられる。ところが、等高線が特に立て込んだ西側三分の二の部分では、等高線が波状に蛇行して斜面が平面をなさず、しかも第2図の縦断図にも見るとおり、

上半部の地中には堅く締つた土が認められのみで、貼石がない部分がある。さらにこの下段部分の上面に目を転ずると、東側三分の一と比較して幅が狭くなっている。すなわち、下段南斜面の上半部は、東側三分の一が本来の陵形を保つてゐるのに対し、西側が削られて原形を損なつてゐるのではないか、と推測されるのである。

こうした点で注目されるのは、上半部南斜面西端の隅角部（第1図Q地点）に露出している二つの大石である。この隅角部は、南斜面側が大きくなっているため、瘦せ尾根の末端のように突出した格好を呈し、その背に大石が二つ並んで乗つてゐる。大石の形状と法量は、第5図のスケッチに示すとおりで、二つが組合わさり、扁平な断面三角形（実際は見掛け上の底面が不明なので、そのように断定するわけにはいかない）状を呈するものである。これが隅角部の稜線上に置かれ、建物でいえ

ば、屋根の下棟を連想させる。ともに花崗岩で、人為的に加工された明白な痕跡は認められないが、自然石とも速断しかねる整った石である。この二つの花崗岩は、置かれているのが隅角部という特殊な位置、隅角に合わせた稜線をもつといふ特殊な形状、その大きさ等からみて、他所から移されたものではなく、築造時からここにあつたものと考えられる。また両石がのる斜面は、下の石の末端部が掘削されたようになつており、元來の斜面に沿つて両石の延長があつたものと考えられる。そうとすれば、なおのこと、上半部のみが下段とするのに相応わしいように思われる。

下段南斜面の上半部と二つの花崗岩が載る隅角部に対応する西斜面でも、地中に大きな石が存在することが試錐によつて確認された。その範囲は巡回路とそれより墳丘側のごく狭い部分である。それ以外の所でも試錐したが、小土堤があるなど覆土が厚いえに粘性が強く、確認できなかつた。下段上半部には石貼りの西斜面が存在する可能性がある。

下段の東隅角部では、緩斜面から下半部肩にかけて花崗岩の大石二箇が小さな頭を露出しており、上半部（斜距離約二・五メートル幅）の裾近くに大石二箇の存在が試錐によつて推測される。また上半部東斜面は、後世の変形と思われる括れの東側を試錐したが、石には当らずに固い締つた土が確認されただけである。

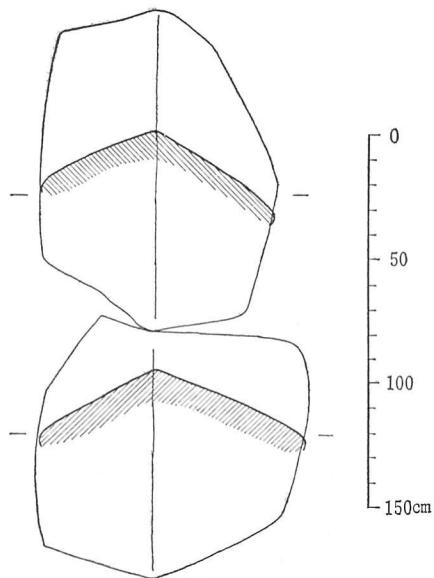
『文久修陵図』（成功図）や石舞台古墳の発掘調査報告書の「日本方形古墳聚成図」には、西隅角部とともに東隅角部に露出した石が描かれ、

特に後者には下半部の東西両隅角部にも露出した石の表現があり、現地にもこれに相当する石が少し露出し、注意を要する。

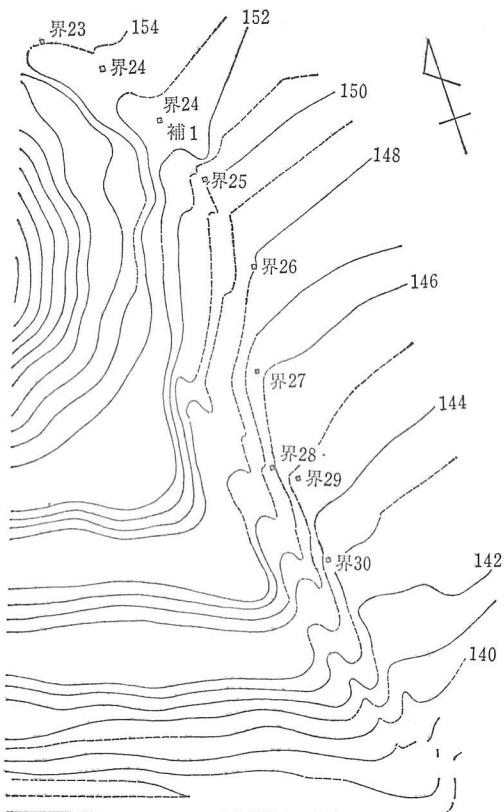
下段の上面には、中段南斜面との間に平坦な面、いわゆるテラスが東西に帶状にひろがる。東西両側面にも、中段上面と同様にテラスがあるよいはずであるが、現況では明確でない。

南正面のテラスは、先に述べたとおり下段上辺の西三分の一が波状に屈曲しており、中段下辺の東側に窪みがあって、その幅が一定しない。

最も狭い所で幅が四メートル弱、最も広い所で六メートル強であり、原状を最もよく遺していそな東端近くで約五メートルを測る。



第5図 押坂内陵下方部下段上半部西隅角の稜のある石（スケッチ 約1/30）



第6図 押坂内陵下方部東側面の等高線の推定復元（1/800）

『文久山陵図』（成功図）や秋山日出雄氏の推定復原図には、下段上面の、東西両側面にテラスが描かれている。しかし、両側面は、文久度の修陵によって設けられた小土堤、同時に施工されたらしい掘削や法面の修形のために、旧形を現地表面の状況から求めることは難しい。

四 下方部中段

下方部中段は、下段に比較して整然としており、したがつて原形の遺存度も良好と判断される。

南斜面は、高さが四メートル強、幅が五・六メートル、東西の長さが下辺で約七・六メートル、上辺で約六・八メートル、傾斜角が水平面に対し

て約三〇～四五度を計る。東半部中程に、斜面の崩落を思わせる窪みがみられるものの、全体によく整っている。墳丘縦断図にも示されるように、この南斜面では、試錐によつて至るところで柔らかな表土の下に大きな石の存在が確認される。おそらく、ほぼ全面にわたつて貼石がよく遺存しているものと推測されるのである。

東の隅角部は、上部がやゝ南東に突出しており、このため上面のテラスが広くなつてゐる。下部は余り突出していないので、上部が変形しているのではないかと疑われる。斜面中程に径〇・三～〇・七メートルの石三個が露出している。西の隅角部も変形しているらしく、傾斜が少しく緩やかで、地形図の等高線も間隔が開き氣味である。上部では試錐しても石の存在が確認されないが、下部では確認される。この西隅角の稜線の延長線上の下段上面のテラス上にもやはり大きな石が試錐によつて確認される。単なる崩落石なのか、特別な施設なのか判断しかねるが、一応注意しておくべきことであろう。

中段の西斜面と東斜面とは、南斜面に対し鋭角に交わり、北上するにしたがつて狭まり、中段全体としてはムの字状を呈する。しかし、この現状をもつて当陵の原状もそうであったとするのは、速断にすぎようで、中段は「の字状であった可能性も否定できない。なぜならば、西斜面では明瞭でないが、東斜面では等高線が南斜面に直交して北上するらしいことが地形図から読みとれるからである。地形図には境界線内の巡回路の両側の斜面に等高線の表示がなく、外周の水田の等高線も十分

には表現されていないが、境界標の標高及び水田を走る等高線を手掛りに、下方部の既知の等高線とを地形に沿つて結んでみる(第6図)。その上で、文久度の修陵かと思われる現生垣両側に施こされているらしい掘削と土坡打ちを消去して等高線を描きなおしてみる。こうして得られた中段の東斜面は、南斜面とほぼ直交し、疑いのない上段東斜面とも平行することとなる。斜面を走る等高線は、外周地の傾斜に対応して下方から次々に水田へと逃げ、斜面は高さを減じ、斜面上辺は境界標二六号のところで外周地の傾斜と一致して斜面は終わる。この作業には先入観・恣意的な作為や解釈が入りやすいので、先の推定はなお検討を要するが、陵形を考えるうえで案の一つとして考慮に入れておきたい。

西斜面では、先述の隅角部に引続いて試錐を行つたところ、生垣内側の巡回路に沿つて大きな石の存在が確認された。中段側面の斜面も正面南斜面と同様にやはり貼石で覆われているものとみられる。

中段の上面には、その上辺と上段下辺との間に帯状の平坦面、いわゆるテラスが形成されている。上段下辺が「の字状であるのに対し中段にしたがつて狭まり、中段全体としてはムの字状を呈する。しかし、この現状をもつて当陵の原状もそうであったとするのは、速断にすぎようで、中段は「の字状であった可能性も否定できない。なぜならば、西斜面の上辺の現状がムの字状を呈すること先述のとおりで、したがつてテラスの現状もムの字を呈し、東西両側面とも短いものである。ところが、本来の東斜面は、上段東斜面と平行し、したがつて中段斜面は全体として「の字状と推定する余地が残されている。これが正しいとすれば、当然、テラスも「の字状となり、東側面のテラスは界標二六号付近

—墳丘主軸上でいえば上円部中心に対応する位置まで迫ることができ

る。ただし、西側面では、西斜面と同様にテラスも明確ではない。その幅は、南正面では現状に出入りがあつて六メートルに達する部分もあるが、おもね五メートル前後を計り、東斜面では先の想定によると同じく五メートル前後と推定される。テラス上には、全く石はなく、試錐によつてもほとんど認められない。地表下〇・五メートルに固い地盤が広く確かめられ、これが本来のテラスと思われ、南正面中央部の縦断図（第2図）によれば、その幅四・五メートルである。

(四) 下方部上段

下方部上段は、中段よりももつと整然としており、地形図にも示されるとおり平面形が「」の字状を呈し、したがつて現状が旧状をよくとどめているものと考えられる。

南斜面は、高さが約三・五メートル、幅が四メートル弱、東西の長さが下辺で約五六メートル、上辺で約五〇メートル、傾斜角が水平面に対して約四五度を計る。東半部の中程に斜面の崩落らしい窪みがみられるが、全体によく整っている。南斜面の表土下には、試錐によつて至るところで大きな石が確認される。現在露出した石はないが、元禄の当陵の絵図には、大小の石が三群にわけて描かれ、東群に「此石大小廿六」、中央の石室直下の大きな一石に「高九尺」、西群に「五つ」と傍記がある。『文久修陵図』（成功図）の草稿に庭石を想像させる石が八個ほど描かれ、『明治十一年御陵図』（奈良県所蔵）には上辺に沿つてびっしりと石が描かれている。したがつて上段南斜面全体が貼石によつて蓋われていると推定している。

て誤りないようである。ただし、墳丘縦断図（第2図）は、作製過程において斜面下半部が基準線から距離がありすぎて正確を期しがたいので、試錐の結果を表示しなかつたが、ここでも密集した大きな石の存在が確かめられたことはいうまでもない。

東の隅角部は、他の隅角部と同じく丸味を帶び、下半部が少し南に突き出しているようである。石が数箇露出しており、上部のは長径〇・五メートル以上のもののようである。

西の隅角部は、南斜面の西端部とともに若干変形しているらしく、上部三分の一が削られたようになっている。稜をもつた四箇の大石が露出しているが、これらは西斜面の貼石と考えられる。

東西両斜面は、南斜面にほぼ直角に交わり、上段全体としては平面形が「」の字状を呈する。この現状は、原状をかなり正しく反映していることを考えさせ、先述の中段の推定復元を補強し、下段の平面形も同様ではなかつたかと連想させるのである。

東斜面は、南斜面に対して正しく直交するというよりは、少し鋭角的に交わり、南斜面と同様の傾斜と幅を保ちながら北上する。前方後円状に外周を繞る生垣が括れる地点から以北は、斜面が南斜面に直角になつてゐるが、その傾斜が緩やかになつており、法裾に当たる生垣の外はまくる膨れ出て、文久の修陵時ではないかと疑われる変形があるようである。斜面上辺は、地形図のうえに界標二四号補一付近まで辿ることができる。斜面上辺は、地形図のうえに界標二四号補一付近まで辿ることができる。斜面上辺は、地形図のうえに界標二四号補一付近まで辿ることができる。斜面上辺は、地形図のうえに界標二四号補一付近まで辿ることができる。

の下三分の一でまとまつた大石の存在が確認された。

他方の西斜面も、南斜面と直角に交わり、隅角部付近では南斜面と同じ

じような傾斜角度を示すが、北上するにしたがつて傾斜が緩やかとな

り、斜面の下辺すなわち法裾が上昇してゆき、やがて上辺すなわち法肩

とともに不明瞭となる。地形図によれば、上辺は界標一七号辺りまで辿

れるが、界標一六号以北は窪地となつてゐる。隅角部に接して斜面中腹

に縦○・三、横○・五〇・六、厚○・二メートルほどの直方体状の石

二箇が斜面に貼りつくよう露出し、その小口は隅角の稜線にほぼ近

い。両石の間に一石、裾部にも幅○・四メートル分を露出させた一石が認められる。いずれも花崗岩で、西斜面南端部分を構成する貼石である。

ここから外周の生垣が括れて斜面を交わる部分までの間で試錐を行つたところ、至るところで地中に大きな石が確認された。したがつて西斜面はもとより東斜面も、南斜面同様に、全面が貼石によつて蓋われているものと推測される。

下方部上段の上面は、同法肩から上円部法裾までの間が平坦なテラスとなつてゐる。このテラスは、上円部南半部にかかる部分では極めて明瞭であるが、上円部の東西両部分の裾部は、ともに削られていて、上円部裾・テラス・上段斜面が判然とせず、なだらかな斜面となつてゐる。それより北の部分にはテラスと呼べる平坦面あるいは緩斜面は認められない。

四 上円部

(一) 上円部下段

上円部の上から四分の三ほどの中腹、地形図の標高三五メートルの等高線を中心にして緩斜面が一周する、この緩斜面は、テラスと思われ、上円部は、これによつて上下二段に分けられる。

上円部下段は、平面が八角形を基調とする九角形と考えられ、いわゆる榛原石の扁平な長方形の板石を畳んで下段の全面を覆う特異な構造である。

平成四年・同六年の両度の調査は、下段の南半についてのみ行つたもので、堆積（崩落）土に厚く覆われてゐると思われる北半では全く行つていない。したがつて、下段の形状については、北半部にも八角形の辺や隅角が及んでいるかなど、なお未確定の要素が少なくないが、調査した範囲内で以下の諸点が明らかとなつた。

第3図のA・B・C・Dの四地点に隅角部があり、A・Dには頂角を一三五度に整えられた隅角石が、Cには頂角が一五六度に整えられた隅角石が裾えられてゐる。これらに対してBには隅角石がない。しかし、辺ABと辺BCとはBで約一五八度で交わり、隅角部Cの内角とほぼ等しい。

隅角石は、上に重ねられた石の下になつて見えない部分があり、全形

を明らかにしえないが、おそらく五角形かそれに近い平面形と推測される。五角形と考えた場合、底辺に対する頂点を内角一三五度または一五八度で二辺が夾み、この二辺に対し残りの二辺がそれぞれ直角に交わる。ただし隅角石には、もう一種類あって、それは、およその形は同じであるが、二辺が直交する部分すなわち頂角の両隣りの角を四分円状に割り込んだものである。両者は、形の違いだけでなく、使用される部位にも違いがある。四分円状の割り込みのない隅角石は、積み重ねられた石の最下部に基礎または地覆（以下「地覆」という）として用いられ、四分円状の割り込みのあるものは、地覆石のうえに約八センチ控えて一枚を平積みにして裾石または護石（以下「護石」という）とする。

地覆の隅角石と隣りの隅角石との間は、それらの頂点同士を結ぶ直線上に外側面を揃えるように長方形の板石を一枚づつ間断なく敷き並べて地覆している。地覆石の外側面の現状は、施工時の不手際や経年による狂いなどで若干の出入りが認められるが、ほぼ直線をなす。

各辺が交わるA・B・C・Dの内角は各々約一三三、一六〇、一六〇、一三二度を測る。隅角石の頂角は、一三五度または一五八度で、また辺A・BとC・Dは一三五度で交わる。いまでもなく、一三五度は、正八角形または等角八角形の内角の角度であるから、上円部裾がそうしたプランを念頭に企画されていることは明らかである。

Bには、隅角石がないが、後述の辺BCの特殊性を考えると、元来それらはあつたが、後世に除かれたものと推測される。Dの北東にあると

思われる隅角部E、Aの北北西の隅角部Xは、既に失なわれているらしく、確認できなかつたが、それぞれの中間に検出されたK地点・M地点における最も下の石も地覆と考えられる。なお、Dから北東へ三・二メートル分は、上円部裾の護石となる平積みは検出したが、その下の地覆石は未掘のため検出していない。

辺BCを除いて、地覆石の上には、隅角石や長方形の板石を三・四枚重ね、その外側面が揃うように平積みにする。すなわち上円部裾には、地覆石の上に高さ三〇センチ前後の垂直な石積みが護石として繞つていたようである。

隅角部では、地覆の隅角石の上に外周約七・九センチ幅の余地を残して、外側面が同形同大で割り込のある隅角石を四枚前後重ね合わせて置いていたものと推定復元される。隅角部A・Cの場合、厚さがそれぞれ一三、一五センチの厚手の隅角石一枚ずつが遺存するにすぎないが、Dでは、隅角石三枚がオーバーハングして重なった状態で検出された。この三枚は、頂角とこれを夾む二辺及びその両端の割り込みの外側面が同形同大で、厚さがそれぞれ一〇、六、六センチである。辺ABでは、長方形の板石の下二枚が外側面を揃えたままの状態で遺存する部分が多く、最も遺存度の良い部分では板石三枚がほぼ外側面を揃えて垂直に近く立ち上がっている。当然、隅角部もこれに合致するような積み方と高さになつてゐるはずで、そうでなければ、構造物として不体裁である。したがつて、A・Cには外側面が同形同大の隅角石をもう二・三枚、Dには一

一枚を補なつて、外面が垂直になるように高さ三〇センチ前後になるよう平積みにしたと推定される。なお隅角部Bには、削り込みのある隅角石も失なわれていた。

隅角部と隅角部の間は、隅角石の削り込み分約五センチだけ墳丘側に後退した線に、言換えると長方形の地覆石の外側面から約一二〜一五センチ内側に控えて、外側面を揃えた長方形の板石三〜四枚を平積みにして、隅角部と同じ高さにしたものと推定復元される。その結果、隅角石は、他の板石の平積み前面より前に削り込み分だけ剣菱状に突出する形になる。このことは、Dの下から一枚目の隅角石が、他の普通に見られる隅角石と長方形板石との合体した形に整形使用されていることからも窺うことができる。また、先に辺A Bで三枚の板石の平積みがほぼ垂直に立ち上がっていることを述べたが、M地点では少なくとも四枚が外側面を垂直に近い状態で見出され、これだけで約三〇センチの高さとなる。そのすぐ隣りでは、その上にさらに薄手の板石が一〜三枚がのつていて、やゝオーバーハング気味とはいえ、これらも護石または裾石の一部かも知れない。これらの護石に用いられた板石は、封土斜面を覆う板石に比して厚手である。とくに最も下の一枚は、一〇センチを超えるものである。また護石は、一層ごとに横目地が入り、構築手順を考えるうえで注目される。稀に薄手のものが使用される場合（厚手の板石が二枚に剥れたのも知れないが）にも、外側面が同形同大のもの二枚を重ねて厚手のもの一枚分に相当するようにして代用している。

護石から上の墳丘斜面は、長方形の板石を水平に置き、上に行くに従つて石を一枚ごとに少しづつ後退させて、下の石の一部に上の石が重なるようにし、階段状に一枚づつ積上げて全面を覆つたものと推定復元される。段積みの葺石とでも称すべき外表施設は、辺A Bの中央付近のN地点で落葉と腐植土を竹箒で掃き去ると見出される。他の場所では確認していないが、同様と類推される。その現状は第4図1（図版三〜四1）のとおりで、傾斜角二八〜三四度である。板石は外側面を斜上方に向けるものが多いが、これはその下の板石が土圧や樹根その他の影響で前にせり出したために生じた空隙に上の板石の後が沈み、前が持ち上がりた結果であろう。このため、上下の石の間隔は精確には求め難いが、五センチ前後であろうか。欠損部での試錐によれば、板石は、前後に二枚以上を接続して使用することはなく、一枚づつ積み上げており、その背後は土である。また側面觀は護石と同じで、板石一層ごとに横目地が入るのを基本とする。概して薄手の板石が使用されている。隅角部がどうなつているか、注目に値するが、全く所見が得られなかつた。

以上の各辺に対し辺B Cの裾部は、様相が特異である（第4図2、図版五1）。Bに地覆の隅角石を欠くこと（図版四2）、地覆石の上は、護石がなく、すぐ段積みになること、このため辺A Bと辺B Cとの取り付きが悪いこと、辺長が推定四・三メートルと他辺より短いことである。加えて、中央から東によつた地点の下から三枚目に削り込みのある隅角石jが置かれ、その背後に長方形の板石が立ててある。また三枚目より

上は、外側面が整えられた長方形の板石のほかに、割れた粗面のままの板石が多く使用されているのも訝しいことである。

その一方で、隅角Cには、地覆の隅角石と護石の隅角石とがあり、その頂角はともに約一五八度である。この角度は、下方部に直交する主軸上に相対する一角をもつ正八角形または等角八角形を想定した時、下方部に平行する、すなわち主軸に直交する線が先の八角形の辺と交わって作る角度の一つ一五七・五度と酷似する。したがつて辺B Cは、建築当初からプランにあつたと考えざるを得ないのである。

それにもかかわらず、先の不審な諸点があるのを、どう理解すべきであろうか。その答案としては、築造時の施工上の不手際など種々考えられようが、築造後の二次的な改変というのも一案であろう。その場合、Bに隅角石を欠いたのは、他の地覆石と護石の最下層とが当初のプランを保っているので、当陵の陵形が知られていた時期かも知れない。隅角石jを狭んで段積みする一枚目以上は、護石の積み方や隅角石の用所が知られなくなつた時期の改変かも知れない。しかし改変の内容を具体的に示す所見はほとんど得られなかつた。

露出させた辺B Cの裾部七〇一枚の段積みは、傾斜が三三〇・三七度、墳丘主軸上で斜度四四度と急であるが、その背後の斜面では二九度と緩くなる。露出させた裾部よりも上部の斜面の表土下は一面石に覆われていることが試錐によつて知られる。

上円部下段の上面は緩斜面が一周する。これは、下方部のテラスと比

較して明瞭さに欠け、幅が狭く、平坦でもないが、先学の指摘どおり、テラスとしてよからう。テラスは、南部から西北部では幅二メートル前後で、対応する下段斜面も明瞭であるが、北部から東北部では幅五メートル前後と広くなり、対応する下段斜面が低く、明瞭を欠く。これは、当陵が山腹の斜面地に営建されていること、北方の高い支丘から流出した土砂が切断部に堆積しやすることによるのであるが、上円部上段の北部が壁状になつてゐるので、この部分の崩落または掘削による土が堆積したことも考えられる。

テラスの南正面部は、その東西両側より少し高く、しかもテラス上の他の部分ではほとんど見られない板石が幾重かに敷かれ、周囲には夥しい磁製小型瓶子が転つてゐる。この場所は後述する石室が江戸時代に開口し、埋め戻されたところで、原状のまゝではない。

(2) 上円部上段

上段は、地形図によれば、平面不整円形で、基部の径約三〇・五メートル、高さが南で約九、北で約八メートル、墳頂は北が若干低い円形の平坦面で、径約八メートル。斜面の傾き三四〇・三八度。北の法裾に大きく抉られた跡がある。

上円部が平面八角形とされるのは、上段部の微地形に基づくところも少なくないはずであるが、現地に臨んでも八角形と断定できる稜線や面が明白なわけではなく、地物や構造物も見出されない。地形図を対照しながら地貌を観察すると、地形図の等高線の屈曲点とその間の直線的な

部分を手懸りとして八角形を疑わせる稜線や面が見出されないわけではない。しかしこれらは從来考えられてきた八角形やその変形である今回確認された九角形から推定される稜線とほとんど一致しない。したがつて、上段の現状は相当の変異が予想され、その原形は下段から類推して九角形または八角形と一応考へるにとどめておく。

北斜面での試錐によると、表土下の大部分は固い土砂であるが、法肩近くは石に当たり、葺石または貼石を考えさせる。南斜面では、上段裾を除いて綿密な試錐を行なっていない。なお、上段斜面には板石がほとんど見出されず、気に懸る点はある。

墳頂には、元禄の修陵図によると、大きな窪みがあつて、その底に「長八尺、横四尺」の石が露出している。試錐によつて、一度はそれらしきものに当たつた積りでいたが、その後繰返し調査しても、径五〇センチ以下の石には当たるが、結局一メートル超の大石は確認できなかつた。絵図が事実とすれば、この大石の性格、後述する横穴式石室との關係など問題が少なくないのであるが、今は注意するにとどめておく。

(3) 主体部

上段南斜面の裾部を綿密に試錐したところ、横幅一・五メートル強の大石が確認された。

元禄の陵治定の際、上円部南斜面に大石一箇とその間の空洞とが注意に上つた。地元から奈良奉行に提出された調書控（『自元禄十年并文化山陵調書之件 上』奈良県庁所蔵）に、

一、南表峯々拾老間下ニ大石芝すりはらいニ見へ申候。此石長幅三
半幅三
計尺、但、岩ニ而御座候。

一、右大石之下際ニ指渡シ六寸計之穴御座候。奥へ之深サ知レ不申候。奥ニ而ハ廣様ニ相見ヘ申候。

一、右大石之下手ニ三尺四方計之石、芝より六寸計浮上リ御座候。

是も岩ニ而御座候

とある。元禄の陵絵図にも「二石とその間に挿まれた空洞を描き、各々に「此石高三尺五寸、横一間半」・「此石長三尺五寸、横一尺」・「此穴一尺五寸」と傍題を付す。絵図からは二石と空洞相互の位置関係が今一つ読み難く、その性格を示す明確な記事もない。當時どの程度の認識があったか明らかでないが、横穴式石室を予想させるに十分な記録と絵図である。

享保度といわれる陵絵図には「山之半覆、塚穴口石与見ヘ、長老間程、幅四尺程之石有之。往古石之下広き口開候而、雜人入込候故、埋置候」と、横穴式石室があつて、開口による侵入を防ぐため閉鎖したことがみえる。

文化度のことはよく判らず、安政の陵改めでは、主体部について全く触れることがない。ところが、同じ頃、谷森善臣は、「昔は此南面に、石榔の口頭たりしを、妾がはしく人の入ることをかしこみて、その口を埋みたりとぞ」と記し（『蘭笠のしづく』）、さらに「此の御陵、五六十年前に南面の土崩れて隧道顯れたることありし時、里人竊に御陵の内を

伺奉りしに石室の内に御石棺ふたつありて、其奥なるは横に、口なるは縦に、丁字の形にならび御ましょやうに伺奉れりといへり」という伝聞を紹介している(『文久山陵國考証』)。石室内の具体的な状況を伝える唯一の史料で、事実とすれば重要である。文久の修陵では、上円部テラスと推される所に菱垣を特に設け、石室入口に対する配慮を窺うことができる。

石室についての記録・伝承等は以上に尽き、石室の位置については、元禄の調書と文久修陵の成功図とがある。

上円部南斜面のテラスから若干上がった地点で(第1図P・第2図)羨門部天井石と思われる大きな石が試錐によつて確認された。この石は墳丘主軸上にあって、幅が西に一・三、東に一・二、計一・五メートルを測る。厚さ・側壁等は確認できなかつた。

この大石の位置は、現墳頂の法肩から垂直距離八・六メートル、斜距離一四メートル下にあつて、元禄の調書に「峯^(約二〇メートル)拾^一間^下」という記述と齟齬するが、元禄・文久の修陵後の絵図の上円部テラスとは合致する。

この石が石室の一部とすると、墳丘表面近くにあって、その上や左右には関係する石は認められないので、羨門部の天井石であろう。そうとすれば、テラスを含む上円部下段は、石室入口の大部分と前庭部を覆うこととなるが、その際に問題なのは石室床面のレベルであろう。よくいわれるように、横穴式石室はテラスに開口し、石室床面とテラスとが同一のレベルをとるとすれば、上円部が載る下方部上面から天井石下面まで

は、少なくとも三メートルを超えるであろう。この数値は、畠傍陵墓参考地(史跡丸山古墳)の巨大な横穴式石室の羨道部を想い起こさせるものである。一方、当代において盛行する切石造りの石室を考えた場合、大型の石室羨道部の高さは一メートル前後であるから、石室床面は上円部下段の中程にくる。いずれにしても、追葬時には、上円部下段BCの全部または一部を剥いで開口し、納棺後、再び下段を整えて閉鎖しなければならない。その際に下段辺BCの隅角石・護石あるいは地覆石の一部または全部が完全には復元されないことも起こりうることはなかろうか。辺BCの改変の原因をここに求めるのも、あながち不当とはいえない。この追葬の一例だけをとっても明らかのように、上円部が八角形を変形させて短辺を付設しているのは、追葬を考慮した石室の入口を重視してのプランニングと考えられる。

結語

舒明天皇の押坂内陵は、上円部一段・下方部三段からなる上円下方墳で、主軸長約七二メートル、下方部下段幅九〇メートル超と推測される。

上円部下段は、平面形が等角八角形を基調とし、南正面に短辺が付設する九角形である。またその構造は、九角形の形に地覆石を敷き並べ、南正面を除く各辺は、その上に四枚前後の板石を地覆から後に控えて平

積みにし、墳丘裾の護石としている。ただし、隅角部では、剣菱状に隅角石が前に出る。そしてその上方の斜面は板石を段積みにして葺く。南正面では石室入口に閑連してか、地覆石の上には護石がなく、すぐに方形の板石を段積みにして葺く。下段の封土は全面が板石に覆われる。板石は、いわゆる榛原石である。

上円部上段も石に覆われていた可能性がある。その南斜面裾部に横穴式石室の羨門部天井石と推される大石が試錐によつて確認された。

下方部上段は、東・南・西の三斜面が「」の字状によく遺存し、全面貼石に覆われているらしい。西斜面南端で花崗岩製の貼石が認められた。

同中段も同様と思われる。

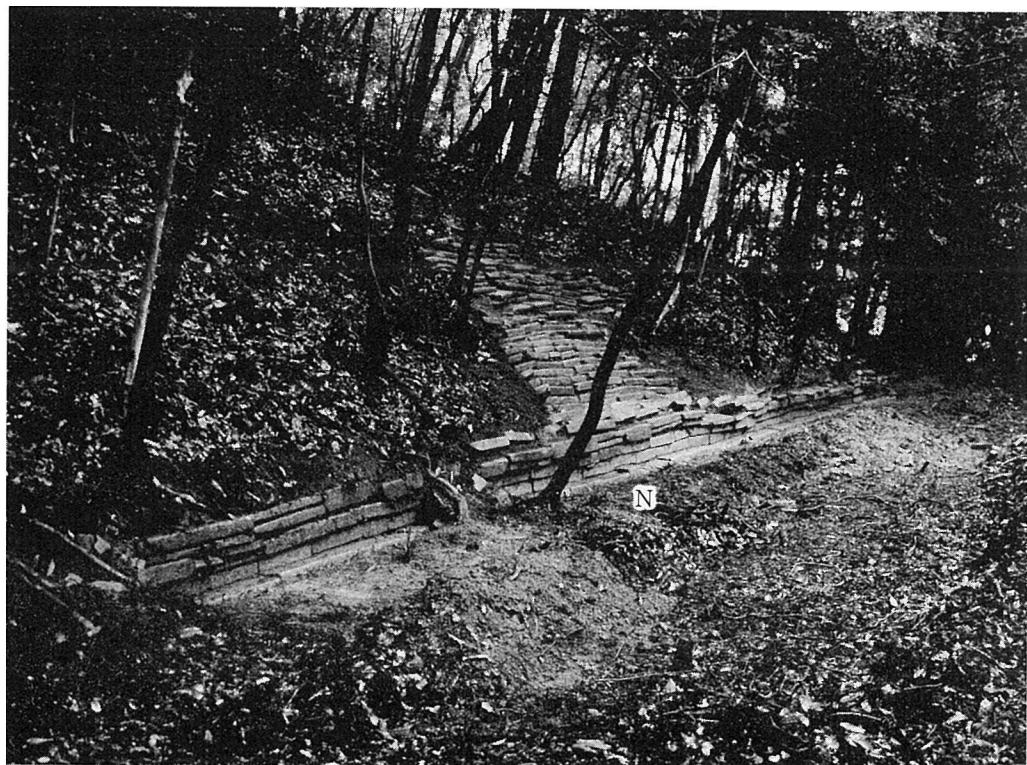
同下段は、中腹の緩斜面によつて上半部と下半部に分けられ、上半部が本来の下段で、上段・中段と同様に「」字状に貼石で覆われている可能性がある。西の隅角部には棱線をもつた大石があつて旧形を保つているようである。下半部は、下方部と上円部を載せる基壇と考えるのがよく、その南斜面には一メートルを超える大石を含む貼石が帶状に長く走る。

以上、墳丘外形調査の結果とそれをもとに若干の問題点を考えてみたが、なお調査の行き届かない点、論じ残した点が少なくない。例えば元禄・享保度に墳頂の窪地の底に露出していた大石の存否、その性格、特に石室との関連あるいは上円部下段の北半部のプランなどである。そうした不備な点は十分に承知しているが、既に得られている知見だけでも十分に意味をもつものと考え、小稿を草した。

なお、平成四年の調査には、筆者のほか徳田誠志・森本正哲・鎌田幹史が、平成六年の調査には、佐藤利秀・森本正哲・古河稔也が参加した。



1 押坂内陵 上円部裾 隅角部A付近



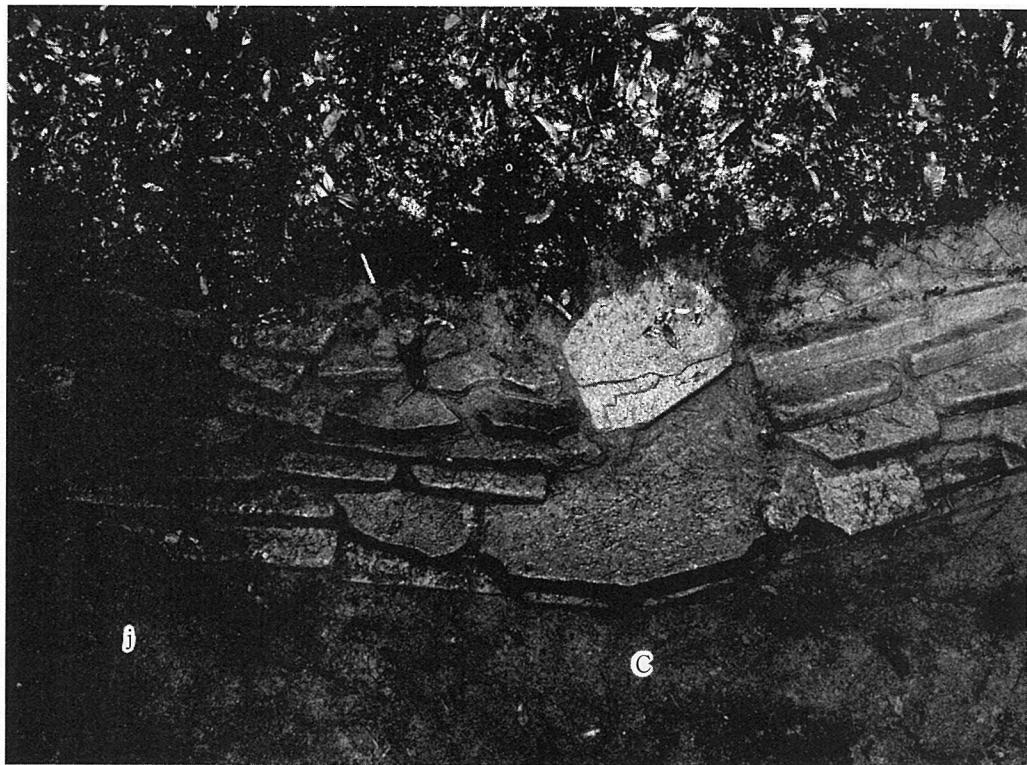
2 押坂内陵 上円部裾 A B辺



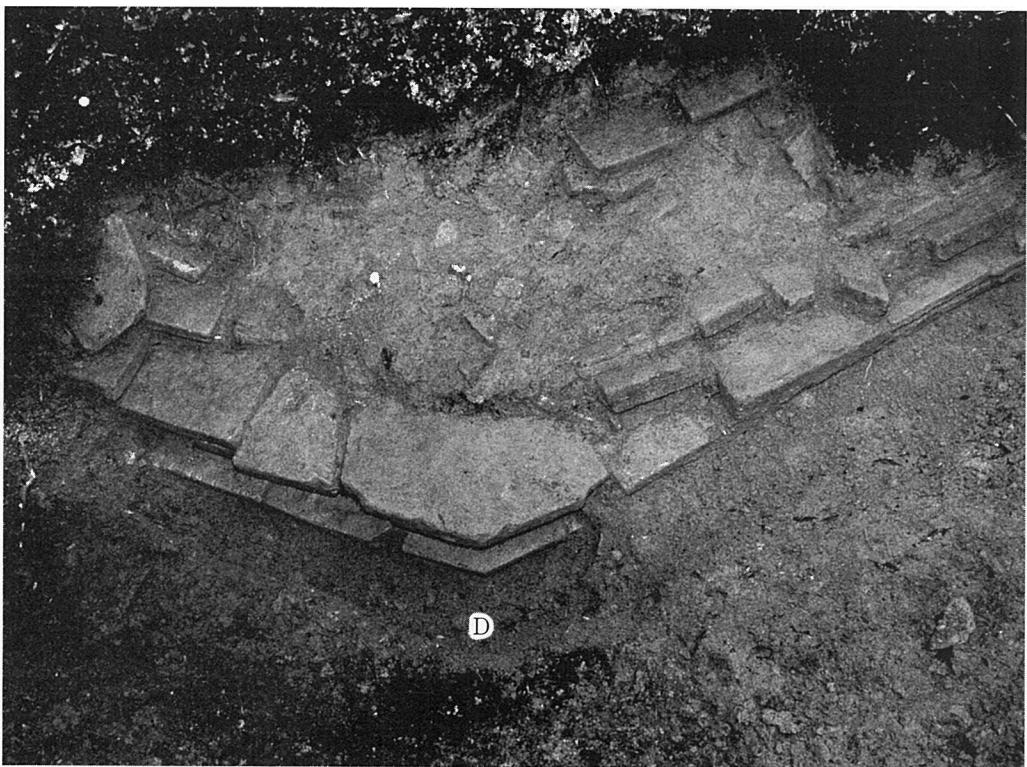
1 押坂内陵 上円部裾 A B辺 N地点



2 押坂内陵 上円部裾 B C辺



1 押坂内陵 上円部裾 隅角部C付近・隅角石 j



2 押坂内陵 上円部裾 隅角部D付近